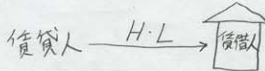


No. 43.5

占有概念

- 自己占有...自ら占有している (=直接占有)
- 代理占有...代理人を通じて占有 (=間接占有)
- 自主占有...所有の意思を以て占有
- 他主占有...所有の意思なく占有

e.g.



代理占有 (=間接占有) ⇒占有権あり	自己占有 (=直接占有) ⇒占有権あり
自主占有 ⇒時効取得可	他主占有 ⇒時効取得不可 (但し、賃借権の時効取得可)

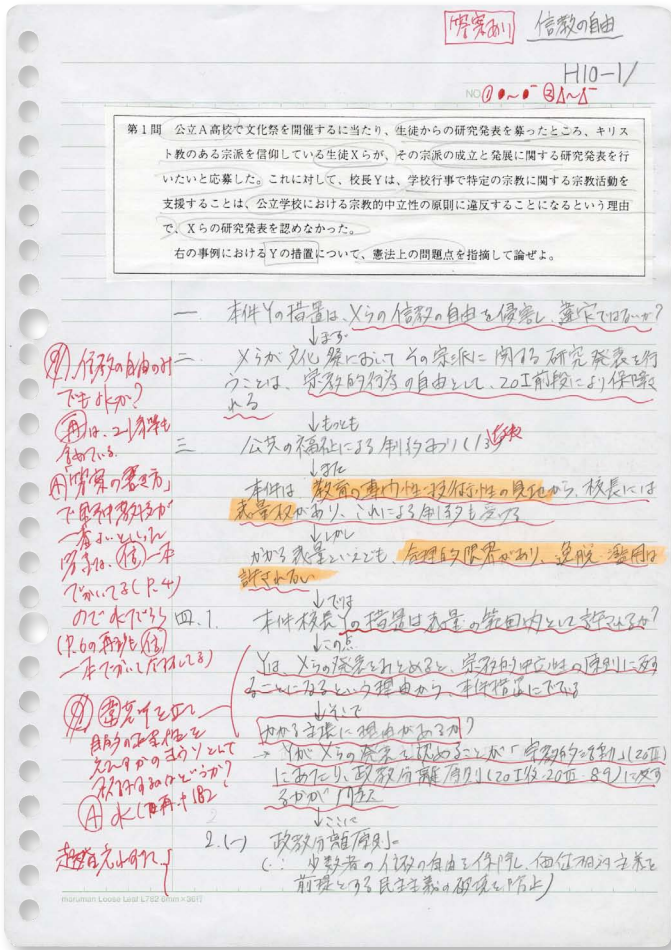
No. 44.5 (D) 法の下の平等の意義 (通16-1)

	近代における平等	現代における平等
内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 形式的自由平等 (機会の平等) ② 機会の平等 ③ 消極的平等 (自由国家) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 実質的平等 (結果の平等) ② 条件の平等 ③ 積極的平等 (社会国家)
自由と平等の関係	<p>自由と平等は不可分</p> <p>* 平等を不平等にすることは自由を實現すること</p> <p>「自由とは他人を尊しないうて自由をいう」(フランス人権宣言9条)</p>	<p>自由と平等は必ずしも相反しない</p> <p>→ 前者にとりては、平等原理により自由が制限され、弱者にとりては、平等により自由が創設された</p>
正義	* 平均的正義 → 各個人を平等に扱う	* 配分的正義 → 各個人の實質的地位を考慮する

「分析カード」 (口絵2)

上のカードは、民法の「占有」概念を整理したものです (本文104頁「図表33」参照)。「占有」といっても、場面ごとに「占有」概念はさまざまです。用語があたまのなかでぐちゃぐちゃにならないよう、1枚のカードで全てを整理しています。また、AがBに建物を賃貸しているという「具体例」も図を入れて書くことで、具体的な「占有」概念の把握ができるよう工夫をしています。

下のカードは、憲法の「平等」概念を整理したものです (本文105頁「図表34」参照)。「平等」概念も、「占有」概念と同様に場面ごとにさまざまな概念があります。これをマトリックス (図表) にすることで、1枚のカードにまとめています。



「答案構成ノート」(口絵5)

「答案構成ノート」は写真のように、上部に問題をはりつけ、その下に答案構成を書いていきます。右上の「信教の自由」はテーマ(論点)です。科目ごとのファイルにとじるときに、どの場所に入れるかの目印になります(わたしは科目ごとに答案構成のファイルをつくっていました)。その下の「H10-1」は平成10年度第1問(旧司法試験の過去問)を意味しています。その下の「①●～●」「②△～△」(赤字)は、解きなおしたときの出来(自分の評価)を記号で書いています。記号化すると、得意・不得意がわかり、試験前などに不得意な問題だけを重点的にみるなどの勉強ができるようになります。左の余白には疑問点やコメントを書いています。いったんつくった「答案構成ノート」は、問題文以下の部分を紙で隠して、何度も解きます(時間内に「答案構成メモ」を書きます)。解き終わったら隠していた紙をとり、すでにつくってある答案構成を確認します。その際に生じた疑問は左の余白に書き、あとで調べるようにしていました。ルーズリーフになると、必要な問題だけ持ち運びができます。とじる場所を変えることもでき、使いやすいです。

サイトマップ

1 初級編—どのように授業を受ければよいか？

(対象) 大学の法学部に入学して間もない人、法律系の資格試験の勉強を始めて間もない人、ロースクールに入学したばかりの学生（特に未修者）など、法律の勉強の初級の人向け

→総論（第1章）、授業のノート（第2章）

条文を図にする（第1章2 9-13頁）

…わかりにくい条文を図で整理する

板書をノートに書く

…授業で先生が書いた板書のノートへの書き方を知る

関係図（第2章 34-35頁）

…授業で先生が書いた関係図のあつかい方を知る

疑問メモ（第2章 39-43頁）

…授業中にわきおこった疑問点をメモする方法を知る

テキストに書きこみオリジナルノートにする（第2章3）

…授業で聴いた解説を直接テキストに書きこむ方法を知る

六法をオリジナルノートにする（第2章3）

…授業などで解説を聴いた箇所を六法のなかで整理する

予習（第2章4）

復習（第2章5）

2 中級編—どのような分析をすればよいか？

(対象) 学部の定期試験や資格試験など、特定の目的をもって勉強をする人、授業の復習を本格的にしたい人向け

→分析ノート（分析メモ）（第3章）

…さまざまな方法で分析し、あたまを整理し、理解を深める

関係図（第3章（1）関係図 71-72頁）

時系列（第3章（2）時系列 73-77頁）

図表（第3章（3）図表 77-82頁）

関係性のビジュアル化（第3章（4）関係性のビジュアル化 83-84頁）

大なり記号と小なり記号（第3章（5）大なり記号と小なり記号 84-86頁）

条文の構造を整理（第3章（6）条文の構造を整理 86-88頁）

要件ノート（第3章（6）条文の構造を整理 88-89頁）

文字情報のビジュアル化（第3章（7）文字情報のビジュアル化 89-91頁）

マトリックス（第3章（8）マトリックス 91-95頁）

ツリー（第3章（9）ツリー 95-99頁）

フローチャート（第3章（10）フローチャート 99-101頁）

- テキストを読むときのノート術 (第3章3)
- 判例を読むときのノート術 (第3章4)
- 判例カード** (第3章 107-108頁)
 - …判例をマスターするためにカードで整理をする
 - 論証カード (規範カード)** (第3章 109-126頁)
 - …論証や規範を理解し、エッセンスをおぼえる
 - 事案の分析 (行為ごとに分析) (第3章 116-118頁)
 - 事例を図解した「関係図」(第3章 118-119頁)
 - 論点の位置づけを分析 (第3章 119-120頁)
 - 争点を整理 (第3章 121頁)
 - 判例の流れを整理 (第3章 122頁)
 - 判例の位置づけを概念ごとに整理 (第3章 123頁)
 - 判例の位置づけを論点ごとに整理 (第3章 124-125頁)
 - 同じ論点の判例を整理 (第3章 125-126頁)
- 学説を整理するときのノート術 (第3章5)

3 中上級編①—勉強グッズはどのようにしてつければよいか?

(対象) 司法試験や資格試験など本格的に試験を受ける人、資格試験を受ける予定はないが学部の定期試験などに向けて時間をかけてきちんと勉強をしたい人向け

→勉強グッズ (第4章)

- 定義カード** (第4章1)
 - …正確な法律用語をマスターする
- 論証カード (規範カード)** (第4章2)
 - …論文をすらすら書けるよう、準備すべきをカード化する
- 原理原則ノート (原理原則カード)** (第4章3)
 - …条文の背後にある原理原則をマスターする
- 全体像ノート (科目別)** (第4章4)
 - …科目ごとに法の目的など全体像をおさえる
- 答案構成ノート** (第4章5)
 - …論文式問題の解答について構成 (骨組み) をまとめる

4 中上級編②—事例問題や択一問題を解くにはどうすればよいか?

(対象) 司法試験や資格試験などで受験する予定の事例問題 (論文式試験) や択一問題 (短答式試験) の対策として勉強を進めている人、資格試験を受ける予定はないが学部の定期試験などで力を発揮するべく勉強をしたい人向け

→問題を解くときのノート術 (第5章)

- 事例問題を読解するためのノート術 (第5章1)
- 関係図**

時系列

事例問題を分析するためのノート術 (第5章2)

答案構成メモ

…論文式問題を解くときに現場で書くメモの書き方を知る

弱点問題ファイル

(間違い問題ノート) (第5章4)

…択一式問題で間違えたもの(弱点)を情報としてまとめる

過去問ファイル

(第5章5)

…弱点を克服しやすい択一式問題のファイルの仕方を知る

5 上級編—合格するための情報を得るにはどうしたらよいか?

(対象) 司法試験などの資格試験に合格することを目的に勉強している人、ロースクール生、試験情報を効率的に収集して合格するための力を確実に身につけたい人向け

→試験に合格するためのノート術 (第6章)

合格ノート

(第6章1)

…合格体験記などの情報を1冊に集約する

合格者ノート

(第6章2)

…合格者からインタビューをした情報を残す

情報ノート

(第6章3)

…試験に関する情報を1冊に集約する

反省ノート

(第6章4)

…模擬試験や答案練習会などを受けるたびに自己分析をする

学力分析ノート

(第6章5)

…模擬試験などの得点の推移をビジュアル化して整理する

注) わくで囲んだ名称について、

- ① 「ノート」は、主としてA4判の通常ノートといわれるサイズのもの(ルーズリーフやワープロ作成も含む)をいい、
- ② 「カード」は、A5判以下の通常カードといわれる小型サイズのもの(ワープロ作成も含む)をいい、
- ③ 「ファイル」は、ルーズリーフで作成した「ノート」などをバインダーにとじたものをいいます。

★どのグッズを、どのサイズ(形式)でつくるかは、もちろんあなたの自由です。

●民法96条（詐欺又は強迫）

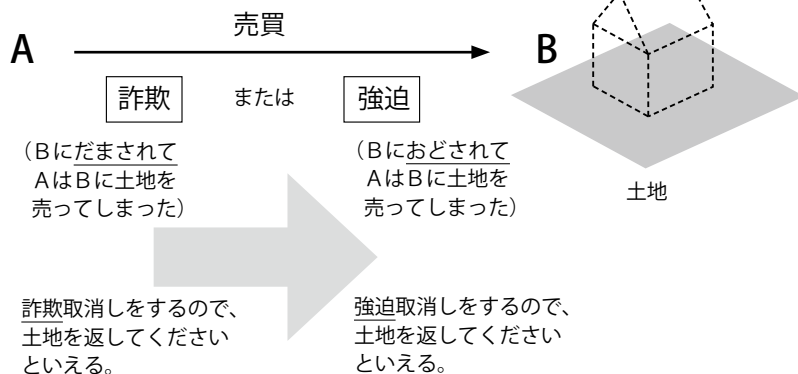
「詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

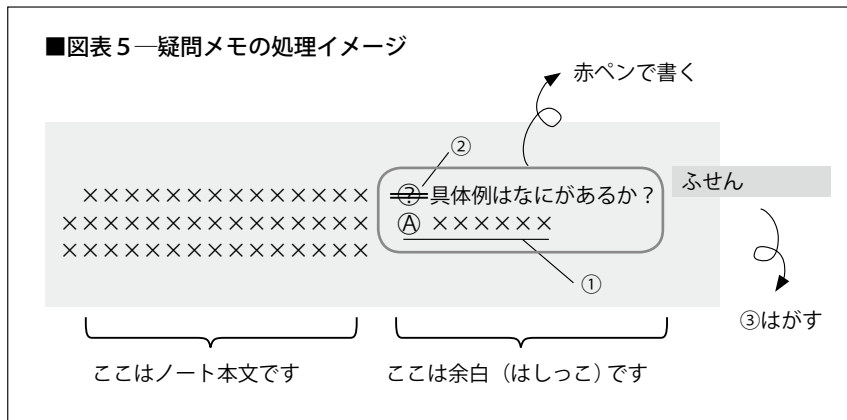
3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。」

全部で3つの場面（1項から3項まで）ありますが、それぞれ具体的な場面をイメージできますか。1項は、たとえばAさんがBさんからだまされて土地を売ってしまった場合（「詐欺」）、あるいはおどされて売ってしまった場合（「強迫」）です。この場合、詐欺や強迫をされたAさんは土地の売買を取り消すことができるという意味です。つまりAさんはBさんに「売った土地を返してください」といえるわけです（⇒図表1）。

■図表1—民法96条1項



イメージとしては、図表5のようになります。



このくり返しをすることで、ほんとうに授業の内容を理解したことになります。授業中にわきおこった疑問をその場で (授業中に) 考える方法もあります。しかし、これをしていると先に進めなくなります。

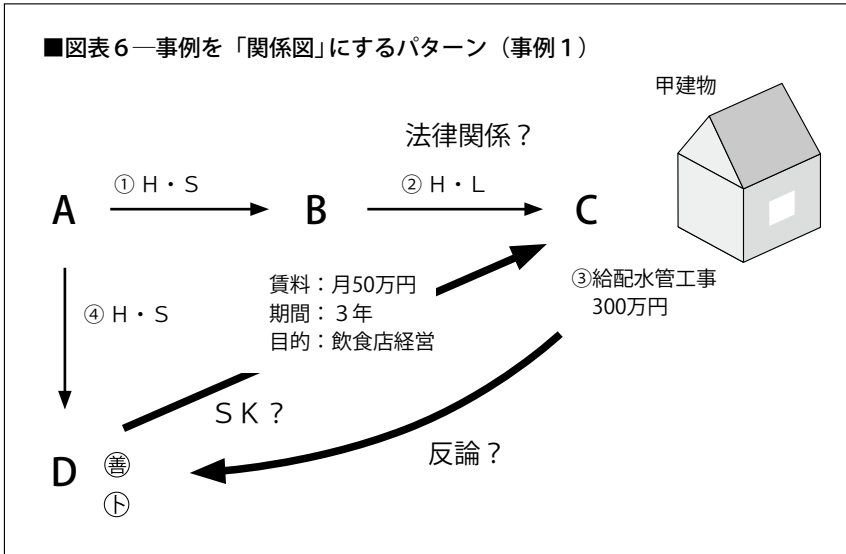
先生の話はあなたのペースで進んでくれるわけではありません。疑問が生じたときには授業が終わってからあとで調べることにし、授業中は「?マーク」をつけ、ふせんをはるのでとどめましょう。

こうすることで、授業中になにかの疑問であたまたまがフリーズする (他の情報がしゃ断される) ことを防ぐことができます。

Chapter : 2-23

授業中にわきおこった疑問に対して、
ノートにささっと赤ペンで書きこみ、
あとは「?マーク」をつけ、ふせんをはるにとどめよう。

この事例を「関係図」にすると、図表6のようになります。



図表6の①から④はできごとの順序（時系列）を意味しています。①と④にある「H・S」（House Sale 建物の売買）、②にある「H・L」（House Lease 建物の賃貸）、Dにある「Ⓛ」（登記済み）や「善」（善意であること）、DからCの矢印（→）にある「SK」（SeiKyu 請求）、など「省略記号」を自分なりにつくっておくと、簡潔な図が書けるようになります（ほかにも、土地の売買は「L・S」（Land Sale）、土地の賃貸は「L・L」（Land Lease）、抵当権は「⇒」、保証は「↪」など決めておくとよいです¹⁾。

1 法律実務家がよく使う省略記号に、「X」（原告）、「Y」（被告）、「J」（裁判官）、「P」（検察官）、「B」（弁護士）、「A」（被疑者）、「V」（被害者）、「KS」（警察官面前調書）、「PS」（検察官面前調書）などがあります。もっとも学生のうちは、こうした実務的な省略記号まで使いこなせるようになる必要はありません。

たとえば「動機の錯誤」の論点で考えると、図表55のようになります。
()内が4つの要素です。

■図表55—問題提起の具体例—民法「動機の錯誤」

XはYに対して、代金100万円の返還を請求できるか (Ⅰ)。民法95条には「法律行為の要素に錯誤」があれば無効になると定められている。しかし「錯誤」とは内心的効果意思と表示行為との不一致をいうところ、本件においてはこの不一致はなく、あくまで動機に勘違いがあったに過ぎない (Ⅲ)。そこで動機に勘違いがあるに過ぎない場合でも「錯誤」といえるのか (Ⅱ)。動機の錯誤が問題となる (Ⅳ)。

次に、b理由です。まず〈i**反対説 (自説とは異なる見解) を挙げたうえで、これを批判して、自説の理由を書く方法**〉があります。

これに対して〈ii**反対説は書かずに、自説の理由だけを書く方法**〉もあります。iiの方がシンプルです (⇒図表56)。

■図表56—理由の書き方は2つある

- ① 反対説を挙げて批判 + 自説の理由を書く
- ② 自説の理由だけを書く

たとえば、図表57や58のように書きます。まずは、〈i**反対説を挙げたうえで、これを批判をして、自説の理由を書く方法**〉です。図表57は、判例²とは異なる立場 (多数説) から論証した例です。